

令和7年度 会計年度任用職員（パート職員）募集案内 （精神保健福祉士・保健師・看護師・社会福祉士）

1 採用職種、採用予定人数、職務内容及び勤務地

採用職種	精神保健福祉士・保健師・看護師・社会福祉士
採用予定人数	1人
職務内容	精神保健福祉相談に関する業務（電話相談，来所相談，訪問相談の対応，依存症関連事業の運営等）
勤務地	健康医療部 保健予防課 （柏市柏下65番1号（ウェルネス柏3階））

2 任期

採用日から令和8年3月31日まで（応相談）

ただし、勤務成績によっては、継続更新の可能性あり。

※1 任用（採用）開始日から1月（1月の勤務日が15日に満たない場合，15日に達する日まで）を条件付採用期間とし，勤務成績が良好ではない場合，当該期間内に免職となります。

※2 地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに，新たな職が設置され，客観的な能力の実証を経て採用を決定するため，翌年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

- (1) 報酬の時給単価：精神保健福祉士，保健師，社会福祉士 1，770円
看護師 1，710円

※要件に該当する場合，通勤費のほか，時間外勤務，休日勤務等に相当する報酬を支給

- (2) 期末手当

任期が1会計年度内に6か月以上ある会計年度任用職員に，6月と12月の年2回，各1.25月分（令和7年4月に新規採用された場合の6月分は，0.375月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給

- (3) 勤勉手当

任期が1会計年度内に6か月以上であり，週勤務時間が15時間30分以上ある会計年度任用職員に，6月と12月の年2回，各1.05月分（採用時期により支給割合に変更あり）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する勤勉手当を支給。

※報酬単価・期末手当の支給割合は，人事院勧告がなされた場合，任期中であっても変更の可能性あり

- (4) 勤務時間

ア 勤務時間 1日当たり7時間（時間外勤務：無）
（午前9時から午後5時まで，休憩時間：60分）

イ 勤務日 1週間当たり5日（予定），月曜日から金曜日まで

ウ 休日 日曜日・土曜日・祝日・年末年始

- (5) 休暇

年次有給休暇（採用日から6月間に8割以上出勤した場合，10日）及び特別休暇（夏季休暇，忌引等）を付与する。

- (6) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務，職務専念義務等）が適用される。

- (7) 社会保険・雇用保険・労災保険

- ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用 有
- イ 雇用保険の適用 有
- ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用 有

4 受験（応募）資格

- (1) 下記ア～ウの全ての要件に該当すること。
 - ア 精神保健福祉士法に基づく精神保健福祉士の免許を受けていること。または、保健師助産師看護師法に基づく保健師もしくは看護師の免許を受けていること。もしくは、社会福祉士法に基づく社会福祉士の免許を受けていること。
 - イ 普通自動車運転免許を有し運転が可能な方
 - ウ パソコンで文章作成可能な方。
(精神保健福祉相談業務経験者優遇)
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

ア 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 イ 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※ 年齢要件は、定めないものとする。

5 選考試験の実施日、実施場所、試験種目及び試験内容

試 験 日	令和7年7月上旬～		詳細は、受験申込者に別途通知する。
試 験 場 所	柏市保健予防課（ウェルネス柏）		
試験種目・ 試験内容	書類審査	選考申込書に基づき、採用する職に係る専門的な知識経験等の有無について審査する。	
	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について、人物面から審査する。	

6 申込（応募）方法

- (1) 提出書類
 - ア 柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書
 - イ 精神保健福祉士登録証、保健師免許証、看護師免許証、社会福祉士登録証いずれかの写し
 - ウ 運転免許証の写し
- (2) 申込受付期間

令和7年7月1日（月）から （郵送可）
（合格者が決定次第、終了）
- (3) 申込先

柏市健康医療部 保健予防課 精神保健福祉担当
（〒277-0004 柏市柏下65番1号ウェルネス柏内）

7 合格の決定及び採用

- (1) 合格の通知

面接を実施した後、受験者に通知する。
- (2) 採用時期

合格者に通知の後、決定する。
- (3) 採用（合格）の取消し

4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとする。